

天神山団地アスベスト・PCB分析調査業務 仕様書

1 委託業務名

天神山団地アスベスト・PCB分析調査業務

2 業務の内容

- (1) 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1号に則り、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行う。
- (2) 大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号に則り、建材中のアスベスト含有の有無について分析調査を実施する。受託者が試料の採取・分析・報告を行う。
- (3) 大気汚染防止法施行規則第16条の8第1項に則り、本業務における調査結果の記録の作成を行う。
- (4) 当該委託業務において次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者を配置すること。

ア 作業責任者 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項の規定による一般建築物石綿含有建材調査者若しくは同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者の資格を有する者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

イ 作業員 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第19条の規定による石綿作業主任者技能講習を修了した者

ウ 調査分析者 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるカテゴリー1の評価区分1の認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）の修了者等）

- (5) 対象施設の建材中のPCB含有の有無について分析調査を実施する。受託者が試料の採取・分析・報告を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 調査箇所及び対象検体数

- (1) 別紙「調査対象場所一覧」のとおり。

- (2) 詳細図面については、「一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書」を提出したものに限り、配付する。
- (3) 対象検体数について契約内容と異なる場合には、市と協議を行い、必要に応じて市は変更契約を行う。
- (4) 別紙「調査対象場所一覧」に係る各団地のアスベスト分析調査建材のうち、外壁塗装材について、下地調整材が施工されている場合は、下地調整材を含めて分析すること。
アスベストが含有している場合は、どの層にアスベストが含有しているか報告書に明示すること。
- (5) その他不明点については市と協議すること。

5 調査方法

- (1) アスベストの調査および分析方法については、JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定法）とする。
- (2) PCBの調査及び分析方法については、指定しない。
- (3) PCBのサンプル採取の方法については、日本シーリング材工業会の「PCB含有判のシーリング材サンプル採取マニュアル」を参考にすること。

6 成果物

- ・ 分析結果報告書（A4判サイズ） 2部
- ※アスベストおよびPCBの調査箇所が分かる位置図及び写真を添付すること。
- ※建材の項目毎にアスベストおよびPCBの含有の有無を調査すること。
- ・ 上記書類に係る電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel 又はJw.CADとそのAdobe PDF）を記録したCD-R又はDVD-R
- ※電子データについてはウイルス対策等の措置を講じること。

7 費用の負担

調査に係る費用は全て受託者が負担するものとする。

8 適用法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ その他関係法令、規則、通達等

9 その他

- ・ 試料の採取後は、現況の機能を損なわない程度の補修をすること。
- ・ 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は市と協議し指示に従うこと。
- ・ 分析調査及び結果の速報の報告は令和8年9月18日までにを行うこと。
- ・ 成果物は委託期間内に提出すること。
- ・ 建築図面等に記載のない増築部分については、受託者が図面を作成し調査を行うこと。